



	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
預貯金	124	89	104	307	354
給与・年金	37	32	48	92	53
その他の債権	17	5	11	56	34
動産	0	0	1	2	1
不動産	21	19	12	11	2
搜索	0	0	0	1	3
合計	199	145	176	469	447

＊22年度は12月末現在の件数です。

差し押さえた件数の推移

徴収職員には国税徴収法第142条の規定で、滞納者の物および住居などを搜索する権限が与えられています。税務課では、平成21年度に1件、平成22年度に3件（平成22年12月末現在）の滞納者宅の搜索を行い、動産の差し押さえを行っています。搜索については、県内その他市町村も積極的に取り組んでいますので、南国市でも滞納の解消のため、今後も行っていきます。

平成21年度から搜索を実施

滞納処分強化中！

税務課では、督促状および催告状を送付しても納付がない滞納者に対して、差し押さえを中心とした滞納処分を行っています。以前は訪問や集金を行っていましたが、現在は行っていない。南国市が行っている行政サービスは、市民の皆さまから納付していただく税金が財源となっています。市民の皆さまには、市税をそれぞれの納期限までに納めていただきますよう、お願いします。

納税Q＆A

Q 納期までに納付しなければ、すぐ差し押さえになるのか？

A うっかり納付を忘れている方もいますので、すぐに差し押さえではありません。納期限後20日以内に「督促状」という文書で催促をします。それでも納付がない場合は、差し押さえとなります。

Q なぜ差し押さえするのか？ 差し押さえする前に通知はあるのか？

A 国税徴収法および地方税法などに、「督促状」を発送した日から10日を過ぎると差し押さえなければならぬという義務規定があります。差し押さえるの前提条件は「督促状」を発送することであり、財産を隠ぺいされる恐れもあるため、差し押さえるの事前通知はしていません。

Q 集金や訪問はしないのか？

A 市民の90％以上の方は、納期までにきちんとご自身で納付していただいています。税金の公平性を保つため、税金を使って滞納者に集金

(9) 特別職の報酬などの状況（22年4月1日現在）

区 分	給料・報酬	期末手当	退職手当（算定方式）
市 長	772,000 円	＊ 2.90月分	772,000 ×在職年数×460 / 100
副市長	648,000 円		648,000 ×在職年数×340 / 100
議 長	460,000 円	＊ 2.90月分	
副議長	420,000 円		
議 員	390,000 円		

＊22年度支給割合

(10) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

（単位：人）

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		21年	22年		
一 般 行 政 部 門	議 会	4	4		
	総 務	49	51	2	業務量増加による増
	税 務	26	26		
	民 生	125	115	△ 10	保育所民営化、業務分担の見直しによる減
	衛 生	29	29		
	農林水産	15	15		
	商 工	4	5	1	業務量増加による増
	土 木	35	35		
特 別 行 政 部 門	小 計	287	280	△ 7	
	教 育	53	59	6	業務分担の見直しによる増
	消 防	59	59		
	小 計	112	118	6	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	10	10		
	下 水	6	6		
	そ の 他	17	16	△ 1	業務分担の見直しによる減
	小 計	33	32	△ 1	
合 計		432 (542)	430 (451)	△ 2 (△ 91)	

（注） 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 （ ）内は、条例定数の合計です。

(11) 集中改革プランによる定員管理の数値目標および進ちょく状況

① 17年4月1日～22年4月1日における定員管理の数値目標

17年4月1日 職 員 数	22年4月1日 職 員 数	純 減 数	純 減 率
485 人	436 人	49 人	10.1 %

② 定員管理の数値目標の年次別進ちょく状況（実績）の概要（各年4月1日現在）

部 門	区 分	17 年 計画始期	18 年 1 年目	19 年 2 年目	20 年 3 年目	21 年 4 年目	22 年 5 年目	計	（参考） 数値目標
全部門	職員数	485	470	454	438	432	430	－	436
	増 減		△ 15	△ 16	△ 16	△ 6	△ 2	△ 55 (112.2%)	△ 49人 (100%)

（注） 1 計画期間は、17年～21年の5年間です。
2 （ ）内の数値は、数値目標に対する進ちょく率を示しています。
3 増減は、各年の欄は対前年比の職員増減数を、計の欄は計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示しています。

＊市職員の給与や勤務条件などについて記載した「南国市人事行政の運営等の状況」は、南国市のホームページ（<http://www.city.nankoku.kochi.jp/sisei/>）で閲覧できます。

※お問い合わせは、総務課職員係（☎880－6551）まで

Q 納付する意思はあるが、生活が苦しく払えない。どうすればいいのか？
A 本当に生活が苦しい方に対しては、徹底した財産調査を行った上で差し押さえなどの処分を停止できる「滞納処分の執行停止」が法律で規定されています。ただ、生活保護基準以下の生活をしている方でも納税していただいている方もいますので、誰でも認められるわけではありません。

税務課では「逃げない・引かない・驚かない」を motto に、滞納処分の強化を一層進めていきます。

※納税に対するご相談は税務課収納係（☎880・6554）まで